

一般財団法人沖縄県看護学術振興財団
令和8年度 保健看護啓発助成事業募集要項

1 目的

一般財団法人沖縄県看護学術振興財団（以下「当財団」という。）助成事業実施規程第2条第2項第1号及び第3項第1号に規定する保健看護啓発助成事業（以下「対象事業」という。）を実施することにより、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「看護大」）及び看護領域等に携わる者の教育、研究活動等を支援することを目的とする。

2 助成の対象

保健看護領域に関わる教育及び研究活動等を対象とする。

3 応募資格

助成金は、次の要件を満たす者に交付するものとする。

- (1) 看護大の学生及び院生、並びに看護領域等に携わる個人・グループ
- (2) 沖縄県内在住者であること
- (3) 次に掲げる者は対象としない
 - ア 他団体が主催する講演会、他団体から助成を受けている等
 - イ 前年度に助成を受けた個人・グループ

4 助成金の額等

- (1) 保健看護学術に資する研究活動に係る費用：20万円以内
 - (2) 研修会・講習会の開催に係る費用：10万円以内
 - (3) 研修会・講習会の参加に係る費用：10万円以内
- ただし、助成金の額は、事業年度予算の範囲内で交付する。

5 応募方法

助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した所定の助成金交付申請書に必要な書類を添えて、募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 申請する対象事業の目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする助成金の額及び算出の基礎
- (4) 助成金交付申請書は、当財団ホームページの助成事業/申請書様式からダウンロードする。

6 応募受付期間

令和8年4月7日から令和8年12月25日

7 選考及び交付の決定

募集期間内に寄せられた申請書は、書類等について対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等の審査を経て、助成金交付決定通知書により申請者に通知する。

8 事業報告

(1) 保健看護学術に資する研究活動

助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定の日から2年を期限に、事業の成果及び助成金の使途状況を保健看護啓発助成事業助成金取扱要領に沿って作成し、助成金事業報告書に領収書等を添えて提出しなければならない。

また、助成事業成果を公表する場合は、当財団の助成によるものであることを示すこと。

(2) 研修会・講習会等の開催及び参加

会の開催後及び会への参加後、2週間以内に事業の成果及び助成金の使途状況を保健看護啓発助成事業助成金取扱要領に沿って作成し、助成金事業報告書に領収書等を添えて提出しなければならない。

また、研修会・講演会等を開催する場合は、当財団の助成によるものであることを示すこと。

9 助成金の額の確定

報告書等の書類の審査により、対象事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書により申請者に通知する。

10 助成金の請求

助成金の額の確定を受けた申請者は、助成金交付請求書により当財団理事長に請求するものとする。

11 助成金の支払い

助成金の額を確定した後、申請者に助成金を支払うものとする。ただし、申請者の負担を軽減するため、必要があると認める場合は、交付決定時に助成金の概算払いをすることができる。

12 その他

助成事業の対象となる経費等に関することは、当財団ホームページの助成事業/助成金取扱要領を参考にしてください。

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

一般財団法人 沖縄県看護学術振興財団
TEL : 098-833-8800 (看護大内) FAX : 098-833-5133
〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目24番1号
E-mail : okikangozaidan@gmail.com